

改正

平成26年3月20日規則第13号

令和4年7月11日規則第64号

令和6年2月29日規則第3号

松阪市市民活動センター条例施行規則

松阪市市民活動センター条例施行規則（平成17年松阪市規則第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、松阪市市民活動センター条例（平成17年松阪市条例第329号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（運営委員会）

第2条 条例第4条第2項に規定する指定管理者が運営委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴く松阪市市民活動センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に係る重要な事項とは、次に掲げる事項とする。

- （1） 条例第5条に規定する休館日に関すること。
- （2） 条例第6条に規定する開館時間に関すること。
- （3） 条例第7条第1項に規定する団体の登録の承認に関すること。
- （4） 条例第8条に規定する団体の登録の取消に関すること。
- （5） 条例第11条第2項に規定する利用料金に関すること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

2 委員会の委員は、指定管理者を除くセンターに登録された団体の構成員から選ばれた者及び市職員を含め15人以内で構成する。

3 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（運営委員会の意見の添付）

第3条 条例第5条、第6条及び第11条第2項に規定する市長の承認を得る際には、委員会の意見書を添えなければならない。

（利用の許可等）

第4条 条例第9条の規定により施設等の利用の許可を受けようとする者は、指定管理者に松阪市市民活動センター利用許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請があった場合、その内容を適当と認めるときは、松阪市市民活動センター利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

（利用料金の減免）

第5条 条例第13条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者に申請をしなければならない。

（事故の責任）

第6条 センターを利用しようとする者が、センターを利用することによって生じた傷害その他の事故については、当該利用する者の責任において速やかに処理するものとする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、指定管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、松阪市市民活動センターの条例施行規則（平成17年松阪市規則第24号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年3月20日規則第13号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月11日規則第64号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月29日規則第3号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

松阪市市民活動センター利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 松阪市市民活動センター指定管理者

次のとおり松阪市市民活動センター条例に定める施設等を利用したいので、松阪市市民活動センター条例第9条の規定により申請します。

利用団体	登録番号	
	団体名	
利用責任者	氏名	
	緊急連絡先	
利用日時	年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分	
会議室等	<input type="checkbox"/> 大会議室 <input type="checkbox"/> 小会議室1 <input type="checkbox"/> 小会議室2 <input type="checkbox"/> 外会議室 <input type="checkbox"/> 小会議室3 <input type="checkbox"/> 多目的ホール	
希望設備	<input type="checkbox"/> パソコン + プロジェクターセット <input type="checkbox"/> DVD/ビデオ + プロジェクターセット <input type="checkbox"/> マイク	
利用人数	人	
利用内容	<input type="checkbox"/> 会議 <input type="checkbox"/> 講習会・講演会(□一般向け) <input type="checkbox"/> その他( )	
確認事項	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第3条に基づく政治団体、宗教団体ではなくその活動のための利用および営利活動ではない。	
松阪市市民活動センター条例第13条(利用料金の減免)	以下の理由により松阪市市民活動センター利用料金の減免を申請します。	
		市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催し、又は共催するとき
		施設の管理運営団体(指定管理者)が施設の設置目的に沿った事業を行うとき
		市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき
	その他市長が特に必要と認めるとき	

松阪市市民活動センター利用許可書

年 月 日

様

松阪市市民活動センター指定管理者 

年 月 日の申請について下記のとおり許可します。

利用団体	登録番号	
	団体名	
利用責任者	氏名	
	緊急TEL	
利用日時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分	
会議室等	<input type="checkbox"/> 大会議室 <input type="checkbox"/> 小会議室1 <input type="checkbox"/> 小会議室2 <input type="checkbox"/> 外会議室 <input type="checkbox"/> 小会議室3 <input type="checkbox"/> 多目的ホール	
希望設備	<input type="checkbox"/> パソコン + プロジェクターセット <input type="checkbox"/> DVD/ビデオ + プロジェクターセット <input type="checkbox"/> マイク	
利用人数	人	
利用内容	<input type="checkbox"/> 会議 <input type="checkbox"/> 講習会・講演会（ <input type="checkbox"/> 一般向け） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用料金	円 免除	

1. 利用許可書は、利用当日必ず事務所に提示し、係員の指示に従って利用してください。
2. 利用者は、次の行為を遵守してください。
  - (1) 所定の場所以外における喫煙又は火器の使用禁止
  - (2) 許可を受けた会議室・備品以外の物の使用禁止、及び建物や備品をき損・汚損することの禁止
  - (3) 上記の他、他人に迷惑を及ぼす行為の禁止
3. 次に該当する時は、利用の停止、又は利用の承諾を取り消すことがあります。
  - (1) 条例、規則の他、利用許可の条件等に違反したとき
  - (2) 利用の権利を譲渡、又は転貸したとき
4. 利用中に生じた事故は、すべて利用者の責任とし、破損等の損害を生じた場合は原状に回復するか弁償していただきます。